

東南アジア友好協力条約 (東南アジアにおける友好協力条約)

作成
一九七六年二月二十四日(バリ)

効力発生
一九七六年六月二日
日本国
二〇〇四年七月一日同年七月二日署名、五月二
六日国会承認、七月二日批准書寄託 同日公布
(条約七号)

当事国
一二二

第一章 目的及び原則

第一条【目的】 この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国との国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

第二条【基本原則】 締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。
 a. 全ての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
 b. 全ての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることがなく国家として存在する権利

相互の国内問題への不干渉

意見の相違又は紛争の平和的手段による解決

f e d c 第二章 友好

締約国は、相互に結び付けた歴史的、地理的及び文化的な現存するべきを認識し、正義及び法の支配を永続的に尊重すること並びに相互の関係における地域の強靭性を高めることにより地域の平和及び安定を促進することを希望し、東南アジアに影響を及ぼす事項に関し、国際連合憲章、千九百五十四年四月二十五日にバンゴンにおけるアジア・アフリカ会議で採択された十の原則、千九百六十七年八月八日にパンコクで署名された東南アジア諸国連合宣言及び千九百七一年十一月二十

日にクアラルンプールで署名された宣言の精神及び原則に適合して平和、友好及び相互の協力を強化することを希望し、締約国間の意見の相違又は紛争の解決については、協力を損ない又は妨げるおそれのある消極的な態度を避け、合理的な効果的な及び十分に柔軟な手続によって規律すべきであることを確信し、世界の平和、安定及び調和を一層促進するため東南アジアの内外のすべての平和愛好国との協力が必要であることを信じて、次のとおり友好協力条約を締結することを厳粛に合意する。

第六条【経済協力】 締約国は、東南アジア諸国との繁栄した及び和なる共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。このため、締約国は、その国民の相互の利益となるよう、締約国との農業及び産業の一層広範な活用、締約国間の貿易の拡大並びに締約国との経済の基盤の改善を促進する。この点に関して、締約国は、他国並びに地域外の国際機関及び地域機関との緊密かつ有益な協力のためのすべての方法を引き続き探求する。

第七条【経済協力のための地域的戦略】 締約国は、社会正義を実現し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。このため、締約国は、経済発展及び相互援助のための適切な地域的な戦略を採用する。

第八条【広範な規模の戦略】 締約国は、広範な規模で最も緊密な協力を達成するよう努め、また、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によって相互に援助を提供するよう努める。

第九条【定期的接触・協議】 締約国は、地域における平和、調和及び安定を一層促進するため協力を推進するよう努める。このため、締約国は、その見解、行動及び政策を調整するため、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議を維持する。

締約国は、その国民を相互に結び付けてきた歴史的、地理的及び文化的な現存するべきを認識し、正義及び法の支配を永続的に尊重すること並びに相互の関係における地域の強靭性を高めることにより地域の平和及び安定を促進することを希望し、東南アジアに影響を及ぼす事項に関し、国際連合憲章、千九百五十四年四月二十五日にバンゴンにおけるアジア・アフリカ会議で採択された十の原則、千九百六十七年八月八日にパンコクで署名された東南アジア諸国連合宣言及び千九百七一年十一月二十

第四条【協力促進】 締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及

第三章 協力

第一〇条【脅威となる活動への不参加】 締約国は、他の締約国との政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によつても参加してはならない。

第一一一条【主権の保持】 締約国は、自国の主権を保持することなく、自國の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自國の強靭性を高めるよう努める。

第一二条【協力の原則】 締約国は、地域の繁栄及び安全を実現す



るための努力に当たり、東南アジア諸国が強固かつ発展可能な共同体の基礎となる自信・自立・相互尊重・協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強靭性を増進するためにすべての分野において協力するよう努める。

第四章 紛争の平和的解決

第三条 紛争解決の原則 締約国は、紛争が発生することを防ぐための決意及び誠意を有するものとする。締約国は、自己に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。

第四条 【理事会】 締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国間の閣僚級の代表から成る理事会を常設の機関として設置する。

ただし、この条の規定は、この条に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

第五条 【理事会による紛争解決】 理事会は、直接の交渉によつて解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してあわせん、仲介、審査、調停等の適切な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあわせんを行うことができ、又は紛争の当事国の合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行ふ委員会となることができる。必要と認める場合は、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するために適当な措置を勧告する。

第六条 【第一三条から第一五条までの適用】 この章の第十三条から前条までの規定は、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらの規定を適用することに合意しない限り、適用しない。ただし、当該紛争の当事国でない他の締約国は、当該紛争を解決するためにしての可能な援助を提供することを妨げられないことを十分に考慮する。

第七条 【国連憲章との関係】 この条約のいかなる規定も、国際連合憲章第三十三条规定する平和的解決の手段を利用する

ことを妨げるものではない。紛争の当事国である締約国は、国際連合憲章に規定する他の手続に訴える前に、率先して紛争を友好的な交渉により解決することが奨励されるべきである。

第五章 一般規定

第一八条【署名、批准、加入】 この条約は、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国によつて署名される。この条約は、署名国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、東南アジアの他の国による加入のために開放しておく。

東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国、すなわち、ブルネイ、ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得て、この条約に加入することができる。

第一九条【効力発生】 この条約は、第五番目の批准書が署名国政府、すなわち、この条約及び批准書又は加入書の寄託者として指定される政府に寄託された日に効力を生ずる。

第二〇条【正文】 この条約は、ひとくじ正文である締約国公用語により作成し、また、英語による合意された共通の訳文を付する。共通の訳文の解釈に相違がある場合には、交渉によつて解決する。

以上の証拠として、締約国は、この条約に署名調印した。

一千九百七十六年二月二十四日にパリのデンバサールで作成した。

